

## 重要なポイント

- 保育園の入園手続きには、オーストラリア予防接種登録局(AIR)の発行する最新の予防接種歴明細表(所定の予防接種をすべて受けているお子さんもしくは医学的理由で予防接種が受けられないお子さんの場合) または AIR 予防接種履歴フォーム(キャッチアップ接種スケジュールを開始したお子さんの場合)を提出しなければなりません。
- 予防接種は所定の期日までに受けると最大の効果が得られます(予防接種日については携帯アプリの Save the Date to Vaccinate か母子手帳ブルーブックをご覧ください)。
- お子さんの予防接種が遅れますと、お子さんが感染症にかかるリスクや重症になるリスクが高くなります。
- 鼻水や軽い風邪など、お子さんの調子が少し悪いときでも予防接種は安全に受けられます。
- 社会の多くの人が予防接種を受けると、予防接種を受けていない人も守られる上に、予防可能な重度の感染症の抑制につながります。

## 詳しくは

### Australian Immunisation Register

<https://www.humanservices.gov.au/individuals/services/medicare/australian-immunisation-register>

### NSW Health

[www.health.nsw.gov.au/immunisation](http://www.health.nsw.gov.au/immunisation)

### NSW Health 'Save the Date to Vaccinate'

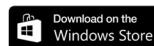
[www.immunisation.health.nsw.gov.au](http://www.immunisation.health.nsw.gov.au)

### Australian Government Department of Health Immunise Australia Program

[www.immunise.health.gov.au](http://www.immunise.health.gov.au)

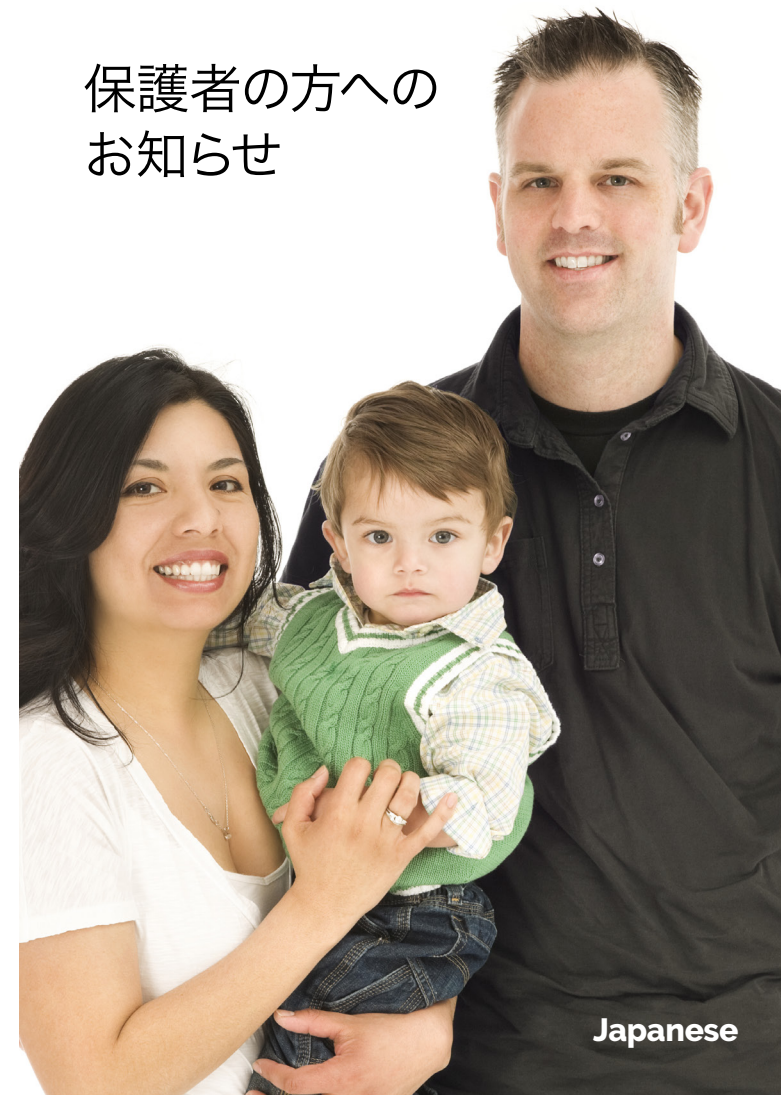


**immunisation.health.nsw.gov.au** から便利な携帯アプリ SAVE THE DATE をダウンロードしましょう。お子さん用にパーソナライズされた予防接種スケジュールの印刷もできます。



# 保育園や幼稚園の 入園と予防接種

保護者の方へのお知らせ



**2018年1月1日から保育園に入園できるのは、年齢に応じた所定の予防接種をすべて受けているお子さんか医学的理由で予防接種が受けられないお子さん、もしくはキャッチアップ接種スケジュールを始めたお子さんだけになります。保護者の良心的拒否を理由に予防接種を受けていないお子さんは保育園に入園できません。**

お子さんの入園手続きには予防接種に関する適切な文書を保育園職員に提出する必要があります。この対象となるのはロングデイケア (終日保育園)、ファミリーデイケア、一時保育、プリスクール (幼稚園) です。

## 予防接種が大切な理由

予防接種はお子さんを重度の感染症から守る一番の方法です。お子さんに予防接種を受けさせることは、ご自分のお子さんだけでなく社会の多くの人々、特にまだ予防接種が受けられない幼いお子さんや医学的理由で予防接種が受けられない方々を感染症から守ることになります。お子さんに予防接種を受けさせる人が多ければ多いほど、予防可能な重度の感染症をより効果的に抑制できるようになります。

## AIR 予防接種歴明細表

保育園の入園手続きには、オーストラリア予防接種登録局 (AIR) の発行する最新の予防接種歴明細表 (年齢に応じた所定の予防接種をすべて受けている、もしくは医学的理由で予防接種が受けられないことを示す) **または** AIR 予防接種歴フォーム (AIR Immunisation History Form: キャッチアップ接種スケジュールを開始していることを示す) の提出が必要です。

(14歳までの) お子さんの AIR 予防接種歴明細表 (Immunisation History Statement) は次の方法でいつでも入手依頼を出すことができます。

- myGov <https://my.gov.au/> のメディアケアのオンラインアカウントを利用
- [www.humanservices.gov.au/individuals/subjects/express-plus-mobile-apps](http://www.humanservices.gov.au/individuals/subjects/express-plus-mobile-apps) のメディアケア・エクスプレスプラス・アプリを利用
- AIR の一般お問い合わせ番号 1800 653 809 に電話

## 「Up To Date」のお子さん

年齢に応じた所定の予防接種をすべて受けているお子さんの場合には、AIR 予防接種歴明細表の左上に「Up to date (すべて接種済み)」という言葉が記載されています。次の予防接種の期日はこの明細表の下の部分に記載されています。

医学的理由で予防接種が受けられないお子さんや先天性免疫のあるお子さんの場合も、医師や看護師が記入した AIR 医学的免除フォーム (AIR Medical Exemption Form) が AIR に送付されていれば「Up to date」であると記録されます。医学的免除や先天性免疫は最新の AIR 予防接種歴明細表の一番下の方に記載されます。

所定の予防接種をすべて受けた年長のお子さんの場合には、明細表の下の部分に「This child has received all vaccines required by 5 years of age (5歳までに必要な予防接種をすべて受けています)」という文章が記載されます。

## 最新の予防接種歴明細表

予防接種を受けた後は毎回、お子さんの最新の AIR 予防接種歴明細表を保育園に提出すべきです。

## AIR 予防接種歴明細表が正確でない場合

お子さんがすでに受けた予防接種が AIR 予防接種歴明細表に載っていない場合には、予防接種を投与した医師や看護師に連絡し、その記録を AIR に送ったかどうか確認する必要があります。記録が修正されたら、最新の AIR 予防接種歴明細表を依頼しましょう。

## 「Not Up To Date」のお子さん

お子さんの年齢で奨励されているすべての予防接種を受けていない場合でも、キャッチアップ接種スケジュールを開始すれば入園手続きができます。医師か看護師が AIR 予防接種歴フォームに記入してこれを AIR に送付する必要がありますが、同時にこのコピーをもらって保育園に提出することができます。

**お子さんの年齢で推奨されているすべての予防接種を受けていない場合には、感染症が集団発生した場合にはお子さんは保育園に通えないことがありますのでご注意ください。これはお子さんを感染症から守ると同時に、感染が広まることを避けるためです。**

## 海外で予防接種を受けたお子さん

海外の予防接種スケジュールはオーストラリアのものとは異なる場合があります。お子さんが海外で予防接種を受けた場合には、医師や看護師がお子さんの予防接種記録を確認し、この情報を AIR に送る必要があります。予防接種歴明細表はこの手続き後に依頼し、保育園には記録が更新された明細表を渡してください。